

○南伊豆町地域公共交通会議設置要綱

(平成 24 年 11 月 19 日要綱第 39 号)

改正

平成 27 年 7 月 17 日要綱第 24 号

平成 28 年 3 月 17 日要綱第 11 号

(目的)

第 1 条 南伊豆町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要となる事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第 2 条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 町運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第 3 条 交通会議の委員は、町長のほか次に掲げる者をもって組織し、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (2) 社団法人静岡県バス協会
- (3) 住民又は利用者の代表
- (4) 中部運輸局静岡運輸支局長又はその指名する者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (6) 静岡県下田土木事務所長又はその指名する者
- (7) 静岡県警察下田警察署長又はその指名する者
- (8) その他交通会議の運営上必要と認める者

2 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第 4 条 交通会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、町長とし、副会長は委員のうちから、会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその職務を代理する。
- 5 交通会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 6 交通会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

7 会長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて意見又は説明を求めることができる。

8 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができるものとする。

9 交通会議の庶務は、南伊豆町企画課において処理する。

(書面による決議)

第5条 交通会議は、会長が認め、次の事由に該当するものは、書面による決議を行うことができる。

(1) 交通会議に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した輸送サービスのうち、軽微な事業計画の変更、その他必要と認められる措置の変更

(2) 至急の決議が必要である事項

(3) 事前に交通会議において書面による決議の了承を受けている事項

2 会長は、書面による決議を行った場合、次回の交通会議において、その内容を報告しなければならない。

(協議結果の取扱い)

第6条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(分科会)

第7条 第2条各号に掲げる事項について、特定領域の取り組みを行うため、又は専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

(報酬等)

第8条 委員の報酬及び費用弁償については、南伊豆町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年南伊豆町条例第7号）に定めるところにより支給するものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年7月17日要綱第24号)

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月17日要綱第11号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。